

今月の言葉

明るく前向きな言葉を積極的に使いましょう

管理部

住民税の支払いについて

住民税には2つの支払い方法があります。会社が従業員の給料から住民税を控除し、市町村に納付する「特別徴収」と、自分が納付書で支払う「普通徴収」という方法です。一般的に会社に勤めている人は「特別徴収」されますが、退社した場合には残りの住民税は「普通徴収」に切り替わります。住民税は、その年の1月1日に住民登録していた市町村に前年の所得に基づいて納めることになるので、年の途中で引っ越したからといって支払いの義務は無くなりません。必ず支払いましょう。

前の会社を辞め、仲栄に入社した方で普通徴収の住民税がある方（納付書のある方）は、特別徴収に切り替えることもできますので担当者に相談してみてください。（※納期限が過ぎた分はできません）。



普通徴収の方で納付額が高額になり、納期までの支払いが困難な場合には、市役所に相談すれば「分割」での支払いに応じてもらえる場合があります。市民税課に相談してみてください。住民税を納期までに納めないと「延滞金」が発生します。さらに支払いをしないしていると滞納処分（財産差押えなど）が行われます。差押えが執行されると分割納付にも応じてもらえなくなりますので、早めに相談し支払う意思表示をしましょう。

在留資格認定について

在留資格認定申請（呼び寄せ）をすると、入国管理局が日本への入国・在留を希望する外国人の入国後の活動内容について審査します。そしてその活動内容が適切と認められた場合、在留資格認定証明書が交付されます。この在留資格認定証明書を在外日本公館に提示してビザ申請をすれば、母国でビザを申請するよりも早くビザの発給を受けられます。在留認定のための書類を集めるのは大変かもしれませんが、メリットはたくさんあります。また、人によっては書類も違ってくるので在留認定をやりたい、また聞きたいことがあれば一度事務所

(053) 472-6099 までお問い合わせください。

